

日病薬発第 2024-180 号  
令和 6 年 12 月 27 日

会 員 各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 武 田 泰 生  
医療 DX 対応検討特別委員会  
委 員 長 舟 越 亮 寛

### 電子処方箋発行再開について

平素より、本会の活動にご高配をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、電子処方箋の一時運用停止については、令和 6 年 12 月 19 日付日病薬発第 2024-174 号及び令和 6 年 12 月 20 日付日病薬発第 2024-178 号としてご連絡しておりますが、この度、厚生労働省より 12 月 27 日から電子処方箋の発行機能を再開するのと通知が発出されました。

運用は再開されますが、ダミーコードの利用が電子処方箋管理サービス上で制限されているわけではありません。引き続き当面の間は、医療機関において、電子処方箋を発行する場合には、医療機関が「厚生労働省ホームページで公表している点検報告済みであるか」を情報関係部門へ確認ください。

また、通知に記載の通り、電子処方箋管理サービスにおいてダミーコードを禁止するための改修は年度内に予定されており、現時点ではシステム上、医薬品コードにダミーコードが利用されている可能性は残りますので、引き続き、当面の間は、電子処方箋を発行する医療機関ならびに応需する薬局においては注意が必要です。

応需薬局にて電子処方箋と処方内容（控え）のパターン、紙の処方箋（電子処方箋対応）のパターンにおいて内容の差異等を確認した場合には、薬局での設定不備がないか確認したうえで、薬局の設定に問題がなかった場合は、処方箋発行元の医療機関への連絡が届きますので、医薬品マスタ整備に薬剤部門が関与している場合には、ご対応の程よろしく願いいたします。

加えて、基礎的な医薬品など一般名処方マスタから外れた医薬品の場合、一般

名で電子処方箋管理サービスに登録するためのコード（YJ コードなど）が存在しないため、電子処方箋では一般名での処方ができないことなど、令和 6 年 12 月 19 日付日病薬発第 2024-174 号及び令和 6 年 12 月 20 日付日病薬発第 2024-178 号でお知らせした留意点以外に医薬品マスタ整備上の課題が存在いたします。

電子処方箋の発行は、上記の医療機関向けチェックリストへの対応を含め、患者安全を最優先にした運用をお願いいたします。

つきましては、各医療機関の関係者にご周知いただくとともに、具体的事例が発生した場合には、本会にご連絡頂くようお願い申し上げます。

○医療機関等向け総合ポータルサイト

電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sys\\_kb\\_id=fbdf577933e69610877c4632cd5c7b15](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=fbdf577933e69610877c4632cd5c7b15)

別添 1： 電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について  
(令和 6 年12月26日付医薬総発1226第 2 号)

<照会先>

一般社団法人 日本病院薬剤師会

事務局総務課

E-mail : somu@jshp.or.jp